政令 No.330/2026/ND-CP

個人データ保護分野における行政違反処罰規定

HA NOI HEAD OFFICE
8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc,
Hai Ba Trung Ward, Hanoi
Tel: +(84)24 - 39 765 761
Fax: +(84)24 - 39 765 762

DANANG OFFICE
Zone G, 5F, Danang Software Park, 02
Quang Trung, Hai Chau Ward, Danang
Tel: +(84)236 - 3 898 325
Fax: +(84)236 - 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE
5F, SFC Building, 09 Dinh Tien Hoang, Saigon Ward,
Ho Chi Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468

2026 年 8 月 19 日、政府はサイバーセキュリティおよび個人データ保護分野における行政違反処罰を定める政令 No.330/2026/ND-CP（以下「政令 330」）を公布し、署名日より施行されました。

実務上、多くの企業はデータ漏えい事故を起こした場合にのみ処罰されると考えています。しかし、政令 330 では、事故が発生していない場合であっても、**社内規程・社内手続を整備していないこと**および**個人データ処理影響評価書を作成・提出していないこと**に対して個別の罰則が定められています。

留意事項：

- 本ニュースレターに記載の罰金額は組織に適用される金額です。同一の違反行為を行った個人に対する罰金額はその 2 分の 1 となります。
- 罰金の一般的な上限額は 30 億 VND ですが、個人データの越境移転に関する違反については、前年度売上高の 5%まで科される場合があります。処罰の時効は 1 年です。
- 罰金に加え、企業は通常、文書の作成・整備および証憑の提出を命じられます。場合によっては、データ処理の停止またはデータ移転の中止を命じられることもあります。

本ニュースレターでは、上記の罰則を整理し、お客様が自社のコンプライアンス状況を点検できるようにまとめております。

HA NOI HEAD OFFICE
8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc,
Hai Ba Trung Ward, Hanoi
Tel: +(84)24 - 39 765 761
Fax: +(84)24 - 39 765 762

DANANG OFFICE
Zone G, 5F, Danang Software Park, 02
Quang Trung, Hai Chau Ward, Danang
Tel: +(84)236 - 3 898 325
Fax: +(84)236 - 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE
5F, SFC Building, 09 Dinh Tien Hoang, Saigon Ward,
Ho Chi Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468

1 データ処理手続、リスク評価および保護措置

企業は、個人データの処理手続を整備し、関係者の責任を明確にした上で、リスク評価および定期的なコンプライアンス点検を実施しなければなりません。

1,000～2,000 万 VND （第 47 条第 1 項）	・個人データの処理手続・規程を整備せず、関係者の責任を明確にしていない ・コンプライアンス状況の定期的な点検・評価を実施していない ・関係者からの意見・要望を受付・処理する仕組みがない
2,000～3,000 万 VND （第 47 条第 2 項）	・適切な保護措置を講じず、個人データの漏えい・紛失を招いた ・個人データ処理の過程で生じ得るリスクを評価していない
3,000～5,000 万 VND （第 47 条第 3 項）	・同意を要しない個人データ処理の場合を悪用し、個人データを収集・処理した ・国家機関の検査時に、同意を要しない処理の根拠を証明できない
2,000～3,000 万 VND （第 52 条第 1 項 b 号）	・組織内の部署間で個人データを共有しているが、管理手続がない。また、社内従業員による第三者への不正共有を防止する措置がない

是正措置：

・個人データの処理手続、保護措置および意見受付の仕組みの整備・公布・公表を命じられる

・保護措置およびリスク評価の実施を命じられる。適法な根拠を証明する文書の作成・保管を命じられる。証憑の提出

2 データ主体の権利行使に関する手続

企業は、データ主体が権利を行使するための手続・書式を整備し、法定期限内に請求に対応しなければなりません。

1,000～2,000 万 VND （第 44 条第 1 項）	・データ主体が権利を行使するための明確な手続・書式を整備していない ・組織内の関係部署の責任分担を定めていない ・有効な請求の受領から 2 営業日を超えても手続について回答しない、または不十分な回答をした
3,000～4,000 万 VND （第 44 条第 3 項）	・データ主体の請求（個人データの閲覧・訂正・提供）を期限内に履行しない

是正措置：

・データ主体の権利を完全に履行し、所轄機関に証憑を提出するよう命じられる

3 違反への対応および通知手続

違反を発見した場合、企業は記録を作成し、72 時間以内に専門機関へ通知しなければなりません。罰金額は、遅延の程度および協力不足の度合いに応じて段階的に引き上げられます。

1,000～2,000 万 VND （第 54 条第 1 項）	・処理者が違反を発見したが、管理者に速やかに通知しない ・管理者が違反発生を確認する記録を作成しない ・処理者および管理者が違反報告を行ったが、故意に隠蔽し、または虚偽の情報を提供した
2,000～4,000 万 VND （第 54 条第 2 項）	・違反を発見したにもかかわらず、専門機関に通知しない
4,000～6,000 万 VND （第 54 条第 3 項）	・違反発見から 72 時間を超えて専門機関に通知した
6,000～8,000 万 VND （第 54 条第 4 項）	・被害の拡大防止・是正措置を講じない。専門機関に協力しない

是正措置：

・所定の内容・形式・期限に従い通知義務を完全に履行し、証憑を提出するよう命じられる

4 個人データ保護担当者・担当部署

個人データ保護担当者の指名書または担当部署の設置決定書は、社内規程体系において必須の構成要素です。

警告または 1,000～2,000 万 VND （第 57 条第 1 項）	・個人データ保護担当者との間で守秘責任に関する合意書を締結していない ・個人データ保護担当者に対する研修・教育を実施していない ・指名書に職能・任務・権限が明記されていない
2,000～3,000 万 VND （第 57 条第 2 項）	・担当者の指名書または個人データ保護担当部署の設置決定書を発行していない ・短期大学以上の学歴がない、関連分野で 2 年以上の経験がない、または研修を受けていない者を担当者に指名した

是正措置：

・職能・任務を完全に記載した指名書の発行を命じられる。要件を満たす担当者への交代を命じられる。証憑の提出

5 データの保存・削除・廃棄に関する方針

企業は、個人データの保存期間および安全な削除・廃棄方法を定める方針を整備する必要があります。これには、契約終了時における処理者の義務も含まれます。

1,000～3,000 万 VND （第 51 条第 1 項）	・安全な方法によらずに個人データを削除・廃棄した、またはデータへの不正侵入・不正復元を防止していない ・請求に応じて個人データを削除・廃棄できない場合に、その理由をデータ主体に通知しない ・個人データを非識別化したが、厳格な管理・監督を行っていない
2,000～5,000 万 VND （第 66 条第 1 項、 第 69 条第 1 項）	・個人データの保存・削除・廃棄に関する方針を策定していない（ビッグデータ処理：2,000～3,000 万 VND、クラウドコンピューティング：2,000～5,000 万 VND）
3,000～5,000 万 VND （第 51 条第 2 項）	・法令に定める場合に個人データを削除・廃棄しない ・処理者が契約終了後に個人データの全部を削除せず、または管理者に返還しない ・非識別化の過程で個人データへの不正アクセス、複製、窃取、漏えい、紛失を生じさせた

是正措置：

・個人データを復元不可能な方法で廃棄・削除するよう命じられる。データ主体への通知を命じられる。管理措置の適用および証憑の提出を命じられる

6 個人データ処理影響評価書

企業は、個人データの処理開始時に評価書を作成し、処理開始日から 60 日以内に、公安省サイバーセキュリティ・ハイテク犯罪対策局へ原本 1 部を提出しなければなりません。

2,000～3,000 万 VND （第 55 条第 1 項）	・個人データの処理を開始したが、評価書を作成せず、または本社で保管していない ・処理開始日から 60 日以内に評価書の原本 1 部（政令 No.356/2025/ND-CP の様式）を提出していない ・専門機関の要請に従った評価書の補完を故意に行わない ・変更があった場合の 6 か月ごとの定期更新を行っていない。更新が必要な場合に 10 日以内に更新していない
5,000 万～1 億 VND （第 55 条第 2 項）	・評価書において故意にデータを偽造し、または虚偽の情報を提供した ・専門機関から書面で要請を受けたにもかかわらず、評価書の修正・補完を拒否した

是正措置：

・評価書の作成・補完・提出および証憑の提出を命じられる

・評価書の提出義務を履行し、専門機関の確認を得るまで、個人データ処理の停止を命じられる

7 個人データ越境移転影響評価書

個人データを国外（例：親会社、国外のサーバーまたはサービス提供者）へ移転する企業は、移転前または移転時に本評価書を追加で作成し、60 日以内に提出しなければなりません。

3,000～5,000 万 VND （第 56 条第 1 項）	・移転前または移転時に評価書を作成していない ・移転開始日から 60 日以内に評価書の原本 1 部を提出していない ・要請を受けてから 30 日以内に評価書を補完していない。定期更新を行っていない。検査に備えて評価書を保管していない
5,000 万～1 億 VND （第 56 条第 2 項）	・受領者との間で個人データ保護責任を定める契約・文書がない ・適切なセキュリティ措置を講じていない。越境移転の目的についてデータ主体の同意を確保していない、またはデータの国外移転についてデータ主体に通知していない
売上高の 1%～5% （第 56 条第 3 項） **2 億～30 億 VND** （第 56 条第 4 項）	・評価書を作成しない、データフローを隠蔽または虚偽申告したことにより個人データの漏えい・紛失を招いた場合：対象国民の数に応じて売上高の 1%～5% ・前会計年度にベトナム国内での売上がない場合、または売上高に基づく金額が 30 億 VND を下回る場合：対象国民の数に応じて 2 億～30 億 VND

是正措置：

・評価書の作成・補完・提出を命じられる。専門機関の確認を得るまでデータ移転の中止を命じられる

・違法に移転された個人データの受領者による廃棄・削除を命じられる。個人データの越境移転活動を 6～12 か月間停止される（売上高に基づく罰金が科される違反の場合）

実務上の留意点

① 評価書提出の 60 日の期限は、データの処理または移転の開始日から起算され、政令 330 の施行日から起算されるものではありません。既にデータを処理しているにもかかわらず評価書を未提出の企業は、速やかに提出を完了することを優先すべきです。

② 評価書に関する違反については、罰金が科されるだけでなく、データ処理の停止またはデータ移転の中止を命じられる場合もあり、その結果、人事、営業、顧客サポート業務に支障をきたすおそれがあります。

③ ほぼすべての是正措置において「証憑の提出」が求められます。企業は、規程の発行決定書、研修記録、請求対応の記録および定期評価の結果を保管しておくことが望まれます。

④ 影響評価書の内容（データの種類、目的、保護措置、担当者）は、社内規程と整合している必要があります。虚偽の情報を記載した評価書については、最大 1 億 VND の罰金が科される場合があります。

※ AIC は、個人データ保護に関する社内規程の整備、個人データ処理影響評価書および越境移転影響評価書の作成・提出、ならびに政令 330 に基づくコンプライアンス状況の点検をサポートいたします。

以上

HA NOI HEAD OFFICE
8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc,
Hai Ba Trung Ward, Hanoi
Tel: +(84)24 - 39 765 761
Fax: +(84)24 - 39 765 762

DANANG OFFICE
Zone G, 5F, Danang Software Park, 02
Quang Trung, Hai Chau Ward, Danang
Tel: +(84)236 - 3 898 325
Fax: +(84)236 - 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE
5F, SFC Building, 09 Dinh Tien Hoang, Saigon Ward,
Ho Chi Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468